

# 令和5年度 第1回 別所沼公園協議会

日時：令和5年5月29日(月) 15:00～17:00

会場：(公財)さいたま市公園緑地協会 2階会議室

## 次 第

1. 開 会
2. 前回協議会の振り返り . . . . . 資料 1
3. 別所沼の水質調査の進捗報告 . . . . . 資料 2
4. 分科会の活動報告について . . . . . 資料 3
  - 1) 自然環境分科会
  - 2) 利用環境分科会
5. ホームページについて . . . . . 資料 4
6. その他連絡事項
  - 1) 協議会規約の改訂について . . . . . 資料 5
7. 閉 会

---

【Memo】

# 別所沼公園協議会 前回の振り返り

## 1. 令和4年度 第4回別所沼公園協議会出席者

| 区分             | 団体名等  |
|----------------|---|
| 学識経験を有する者      | 町田誠(国土交通省PPPサポーター)/会長   |
| 公民連携に係る識見を有する者 | 宮本恭嗣(さいたま市PPPコーディネーター)  |
| 本公園の利用団体の代表者   | 別所沼を守る会、100年別所沼、あそびの森、浦和別所沼公園ラジオ体操愛好会、一般社団法人 RUN DREAM 'S、ヒアシンスハウスの会、浦和別所小魚迷人クラブ<br>日本建築家協会関東甲信越支部埼玉地域会、サイタマミューズフォーラム、株式会社エイト日本技術開発 |
| 本公園の近隣の自治会長    | 別所沼第三自治会、浦和仲町四丁目自治会   |
| 公園管理者          | さいたま市都市公園課、南部公園整備課、(公財)さいたま市公園緑地協会  |
| 傍聴者            | さいたま北商工協同組合   |

## 2. 主なご意見 (⇒公園管理者等の見解)

### ■ 別所沼の水質調査について

- ・別所沼の水質改善に向けては植物相、生物相ともに、具体的な池の改善イメージの提示が欲しい。その上で、市でアクションプランを検討してもらいたい。  
⇒今年度発注業務では、水質の状況把握に注力している。また、その結果を踏まえ、来年度発注業務で最終的な改善イメージやアクションプランを決定していきたい。
- ・護岸の改修にあたっては丸太杭護岸をそのまま更新するのではなく、一部分は植生を再生してみるといった改修を検討してほしい。  
⇒護岸の半分は既に丸太杭護岸の更新を実施した。来年度も一部改修予定だが、植生護岸についても検討する。

# 別所沼公園協議会 前回の振り返り

## ■ 分科会について

- ・「自然環境分科会」の副会長は会長の青石氏が指名することとなった。
- ・さいたま市公園緑地協会は「自然環境分科会」、「利用環境分科会」の両方に参加することとなった。
- ・分科会の開催頻度は年4回開催する別所沼協議会(本会)と連動して開催することを基本に、無理のない頻度で開催することとなった。

## ■ ホームページ作成について

- ・ホームページタイトルは、別所沼公園そのものを紹介することを主眼とするか、あるいは、別所沼公園協議会の活動を紹介することを主眼とするか、意見が分かれたことから、詳細については次回協議会で検討することとなった。
- ・ホームページは見やすく、かわいいものとしてほしい。  
⇒フォントの工夫やキャラクターによる装飾、イベントバナーを見やすい位置にするなどの工夫を検討する。

## 別所沼公園の水質改善に向けた調査検討業務 現地調査結果（噴水停止の試行）

### 1. 調査の目的

別所沼内の2箇所に設置されている噴水の攪拌が水質へ及ぼす影響を調査するため、噴水を停止し、水質の変化を調査している。噴水停止期間中（2023年2月17日から3月15日）に、以下の調査を実施している。

### 2. 調査項目

#### ・透明度常時観測

別所沼の沼内の1点において、写真1に示すとおりインターバルカメラを設置し、透明度の常時観測を実施している。撮影間隔は1時間である。

#### ・水質現地測定

別所沼内の1点において、写真2に示すとおり鉛直方向3層（表層、中層、下層）の濁度、透明度調査を実施している。

### 3. 調査時期

調査時期は噴水停止期間の前後において、以下の計3回とした。

第一回：2月14日（噴水停止前）

第二回：3月3日（噴水停止後）

第三回：3月14日（噴水停止後）

### 4. 調査地点

インターバルカメラの設置地点及び採水調査地点は図1のとおり。

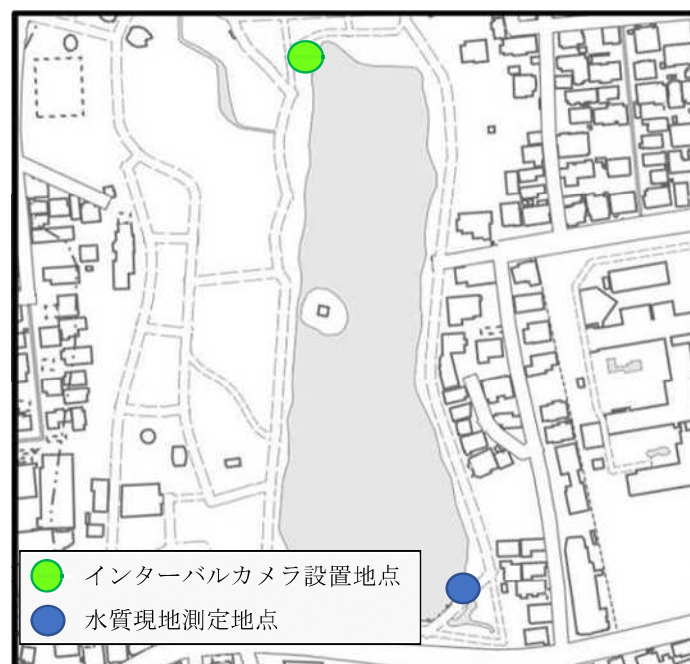


図1 調査地点



写真1 インターバルカメラ設置状況



写真2 水質現地測定実施状況

## 5. 調査結果

噴水停止前後における沼内の現地測定結果は図2、調査期間中の沼の水の外観は写真1に示すとおりである。調査期間において透明度・濁度の値に大きな変化はなかった。また、沼の外観より、噴水停止後の2月27日には濁りが改善傾向であったが、3月3日及び3月14日における沼の濁りは噴水停止前と同程度であった。

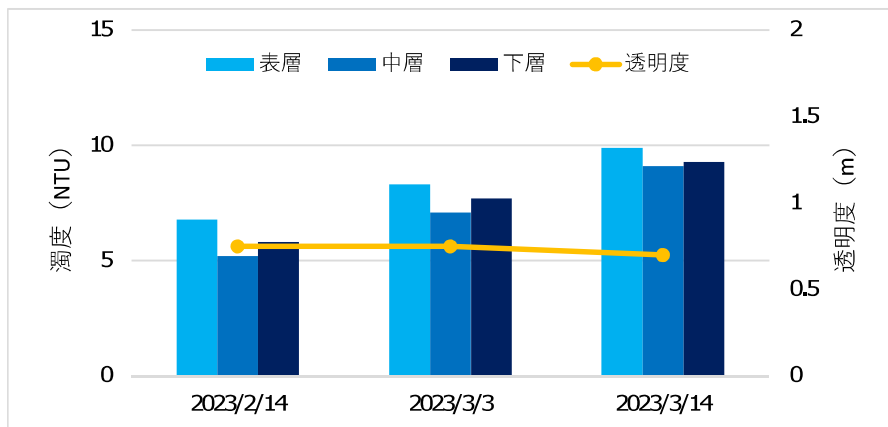


図2 水質現地調査結果

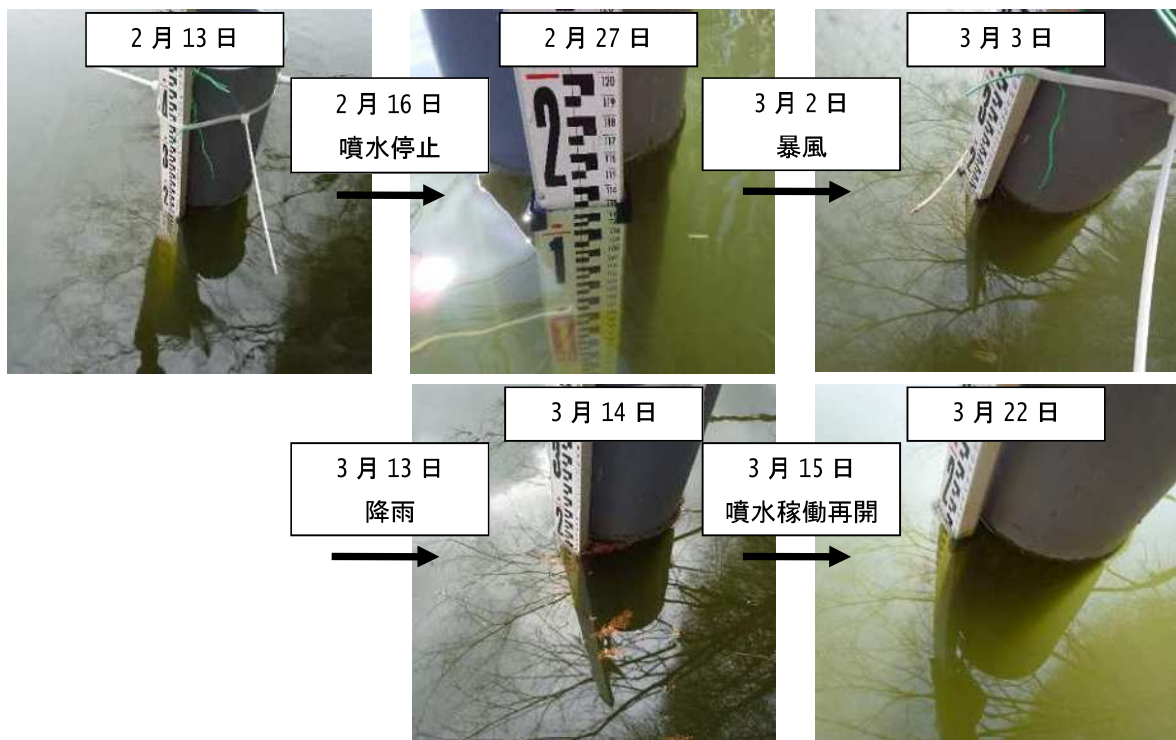


写真1 沼の水の外観

アメダスさいたま観測所における降雨量及び最大瞬間風速は図3に示すとおりである。3月3日調査の前日である3月2日に風速20m/sを超える暴風が吹いたこと、3月14日調査の前日である3月13日に約13mmの降雨があったことから、これらの影響で沼の水が攪乱され巻き上げが生じたものと考えられる。

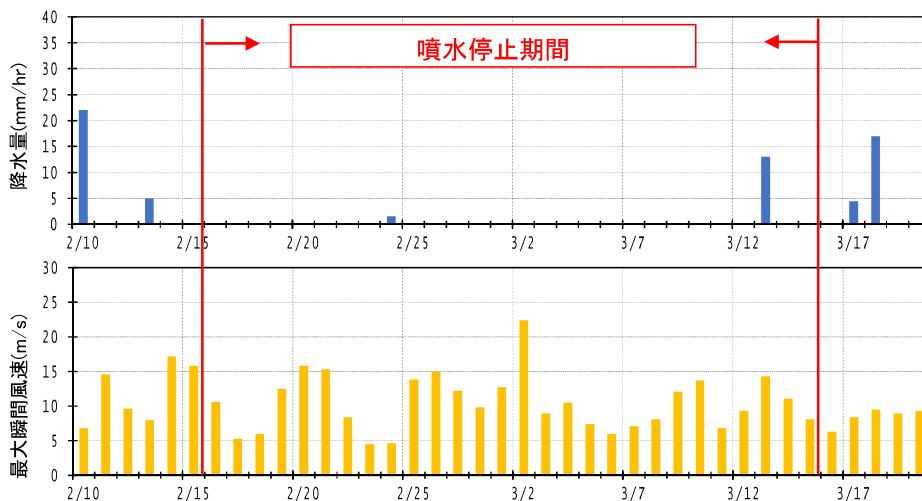


図3 水質現地調査結果

## 6. 考察

噴水停止前である2月13日と噴水停止後である2月27日の沼の水の外観を比較すると、噴水の停止は沼内の水の攪乱防止に一時的に寄与するものと考えられる。一方で、現地測定結果より噴水停止前後で水質改善が見られなかったこと、3月3日以降において沼の水の外観は噴水停止前と同程度であったことから、沼噴水停止による攪乱の防止効果以上に風や降雨など周辺環境の影響に伴う攪乱が大きいものと考えられる。

つまり、噴水による濁りの影響よりも自然環境に引き起こされている影響が大きいため、噴水の影響は無視できる。

## 7. 参考

インターバルカメラの画像は写真2に示すとおりである。



写真2 インターバルカメラ画像

## 自然環境分科会

噴水停止結果について議論



ワークショップの様子



## 利用環境分科会

令和5年5月29日  
別所沼公園協議会  
資料3

自己紹介



ワークショップの様子



# 自然環境分科会・ワークショップ結果

令和5年5月29日  
別所沼公園協議会  
資料3

## 令和5年度の活動方針とスケジュールについて

分科会長 青石 大一郎 (別所沼を守る会)

副会長

分科会員 あそびの森 大戸1丁目自治会 浦和仲町四丁目自治会 浦和別所沼公園ラジオ体操愛好会

浦和別所小魚迷人クラブ 別所沼観光協会 JIA埼玉

事務局 渡辺 俊仁 (さいたま市都市公園課)

① 別所沼の水質をどのように改善していくか

⇒ 沼の将来イメージをどう考えるか (会長)

(例) 「水草が多く透明度が高い沼」と「水面が多く見えるが水草は少ない沼」どちらか? 貸ポート復活はあるのか?

ボートの運用  
貸ポートの活用  
自給自足の沼  
沼の水質改善  
沼の水質改善  
沼の水質改善

② 落ち葉拾いとその落ち葉を使った焼き芋イベント【プレーパークとの連携・地域の子供たちとの交流】

⇒ 分科会としての結束を強め、みんなで沼を守る機運の醸成、落ち葉集め技術の継承

③ 生態系マップの作成

・メタセコイアの並木を今後どうしていくか

・アメリカシロヒトリの対策をどのように行っていくか

・別所沼公園の景観を今後どうしていくか (花・水・緑)

植生マップ 桜の木  
今後にも 更新計画 と 毛虫  
対策を練る!! (幼虫天敵!! 作戦)

4月  
方針決め  
スケジュール決め

7月  
泥土集め  
落ち葉拾い  
アキイロイベント  
植生マップ作成計画  
別所沼の底層調査

10月  
落ち葉拾いの子ども参加  
見守り大人の人数確保  
小学校への声かけ  
落ち葉の活用  
落ち葉の活用  
落ち葉の活用

11月  
落ち葉拾い  
焼き芋イベント  
11月-4日  
北の沼清掃  
焼き芋イベント  
感謝状の送付  
感謝状の送付





# 利用環境分科会・ワークショップ結果

令和5年5月29日  
別所沼公園協議会  
資料3

## 令和5年度の活動方針とスケジュールについて

分科会長 楠田 昭徳 (一般社団法人 RUN DREAM'S)  
 副会長 田中 麻美 (あそびの森)  
 分科会員 別所第三自治会、大戸1丁目自治会、100年別所沼、浦和別所沼公園ラジオ体操愛好会、JIA埼玉  
 SMF (サイタマムーズフォーラム)、一般社団法人うらわClip、ヒアシンスハウスの会  
 株式会社エイト日本技術開発  
 傍聴 さいたま北商工協同組合  
 事務局 滝田 純弥 (さいたま市都市公園課)

リコーの看板  
 防犯カメラの設置  
 防犯カメラの設置  
 駐輪スペースの設置  
 沼堤改修工事の検討

- ・「禁止看板ばかり」からの脱却に向け、公園利用のルールを今後どうしていくか
- ・「公園ルール」を気持ちよく伝える「啓発サイン」の作成
- ・自転車の乗り入れルールを今後どうしていくか
- ・マルシェやアートフェスなどのイベントの開催
- ・駐車場や飲食施設など、別所沼会館との連携をどうするか
- ・別所沼公園の景観を今後どうしていくか (ライトアップ等)

→ 公園のトリセツ  
 ・看板の現地確認  
 ・看板の整理  
 窓口の一本化

5月  
 ・方針決め  
 ・スケジュール決め

7月  
 ・看板の啓発  
 ・自転車の乗り入れルールの確保  
 ・把握のための現地確認  
 ・写真撮る  
 ・おさめる  
 ・金銭管理  
 ・その他新規イベント

10月  
 ・看板の整理  
 ・ルール整理  
 ・サインの作成  
 ・サインの設置  
 ・サインの設置  
 ・サインの設置

12月  
 ・公園のトリセツ  
 ・公園の看板のデザイン統一

沼を横切りの祭り  
 スプレッドイベント  
 屋敷コンサート  
 子どもまつりイベント  
 ヒアシンスハウス  
 自然とアート  
 イベント(12月)の開催

アンケート調査  
 JIAグループ  
 ヒアシンスハウス  
 1/4  
 イベントの開催

## 令和5年度利用環境分科会の活動方針とスケジュールについて

分科会長 楠田 昭徳（一般社団法人 RUN DREAM'S）  
副会長 田中 麻美（あそびの森）  
分科会員 別所第三自治会、大戸1丁目自治会、100年別所沼、浦和別所沼公園ラジオ体操愛好会、JIA埼玉  
SMF（サイタマムーズフォーラム）、一般社団法人うらわClip、ヒアシンスハウスの会  
株式会社エイト日本技術開発  
傍聴 さいたま北商工協同組合  
事務局 滝田 純弥（さいたま市都市公園課）

公園のルールがわからない。  
必要な申請と窓口がわからない。

- ◎「禁止看板ばかり」からの脱却に向け、公園利用のルールを今後どうしていくか
- ◎「公園ルール」を気持ちよく伝える「啓発サイン」の作成
- ◎自転車の乗り入れルールを今後どうしていくか

### 公園のトリセツ

- 公園のルール
- 窓口の整理

- ・マルシェやアートフェスなどのイベントの開催
- ・駐車場や飲食施設など、別所沼会館との連携をどうするか
- ・別所沼公園の景観を今後どうしていくか（ライトアップ等）

- 新規イベント
- ・沼を横切るこいのぼり（子供まつりイベント）
  - ・コスプレイベント
  - ・野外コンサート

まずは、ルール等を確認することが最優先  
（現状でも各団体はイベントを行っている）

5月

・方針決め  
・スケジュール決め

7月

#### 現在のルールの確認

- ・禁止事項
- ・申請事項等

#### 看板の設置状況

#### 自転車ルート

皆で現地確認

10月

#### ルール確認

- ・別所沼公園でのルールの検討を行う

#### 看板の整理

- ・看板の撤去（いる・いないの判断）
- ・設置された経緯の確認

各団体で行っているイベントで、ルールや看板デザインに関するアンケート実施

12月

### 公園のトリセツ（案）の作成

別所沼公園でできることの再確認!!

### 看板(案)の作成

- ・掲載内容
- ・設置個所
- ・デザイン等



# 別所沼公園協議会

## 別所沼公園協議会

別所沼公園では、都市公園法(昭和31年法律第79号)第17条の2の規定に基づき公園協議会を設置し、別所沼公園に関わる多様な主体の参画及び公民連携により、多様な公園利用ニーズに応じた本公園の利用ルールづくりや本公園の整備・管理・活用について、定期的に意見交換等を行っています。

### ●別所沼公園協議会とは

別所沼公園協議会の活動内容や活動メンバーを紹介します。

- > 協議会の発足
- > 協議会の活動内容
- > 協議会メンバー
- > 協議会メンバー活動マッピング
- > 協議会メンバー活動スケジュール

### ●協議会資料

別所沼公園協議会にて議論された過去の資料等を掲載しています。

- > 別所沼公園協議会規約
- > 過去の協議会資料及議事要旨

### ●別所沼公園について

別所沼公園の魅力について紹介します。

- > 別所沼公園の歴史
- > 別所沼公園の案内図
- > 写真等

### ●別所沼公園のイベント

別所沼公園協議会のお知らせ等を掲載しております。

- > イベント及びお知らせ



人生のできごとから探す

イベント情報

イベント

妊娠  
出生



育児  
子育て



入学  
教育



住まい  
引越し





## 別所沼公園協議会

別所沼公園では、都市公園法(昭和31年法律第79号)第17条の2の規定に基づき公園協議会を設置し、別所沼公園に関わる多様な主体の参画及び公民連携により、多様な公園利用ニーズに応じた本公園の利用ルールづくりや本公園の整備・管理・活用について、定期的に意見交換等を行っています。

### ●別所沼公園協議会とは

別所沼公園協議会の活動内容や活動メンバーを紹介します。

- > 協議会の発足
- > 協議会の活動内容
- > 協議会メンバー
- > 協議会メンバー活動マッピング
- > 協議会メンバー活動スケジュール

### ●協議会資料

別所沼公園協議会にて議論された過去の資料等を掲載しています。

- > 別所沼公園協議会規約
- > 過去の協議会資料及議事要旨

### ●別所沼公園について

別所沼公園の魅力について紹介します。

- > 別所沼公園の歴史
- > 別所沼公園の案内図
- > 写真等

### ●別所沼公園のイベント

別所沼公園協議会のお知らせ等を掲載しております。

- > イベント及びお知らせ



人生のできごとから探す

イベント情報

イベント

妊娠  
出生



育児  
子育て



入学  
教育



住まい  
引越し





## 別所沼公園協議会

別所沼公園では、都市公園法(昭和31年法律第79号)第17条の2の規定に基づき公園協議会を設置し、別所沼公園に関わる多様な主体の参画及び公民連携により、多様な公園利用ニーズに応じた本公園の利用ルールづくりや本公園の整備・管理・活用について、定期的に意見交換等を行っています。

### ●別所沼公園協議会とは

別所沼公園協議会の活動内容や活動メンバーを紹介します。

- > 協議会の発足
- > 協議会の活動内容
- > 協議会メンバー
- > 協議会メンバー活動マッピング
- > 協議会メンバー活動スケジュール

### ●協議会資料

別所沼公園協議会にて議論された過去の資料等を掲載しています。

- > 別所沼公園協議会規約
- > 過去の協議会資料及議事要旨

### ●別所沼公園について

別所沼公園の魅力について紹介します。

- > 別所沼公園の歴史
- > 別所沼公園の案内図
- > 写真等

### ●別所沼公園のイベント

別所沼公園協議会のお知らせ等を掲載しております。

- > イベント及びお知らせ



人生のできごとから探す

イベント情報

イベント

結婚  
出生

育児  
子育て

入学  
教育

住まい  
引越し



## 別所沼公園協議会

別所沼公園では、都市公園法(昭和31年法律第79号)第17条の2の規定に基づき公園協議会を設置し、別所沼公園に関わる多様な主体の参画及び公民連携により、多様な公園利用ニーズに応じた本公園の利用ルールづくりや本公園の整備・管理・活用について、定期的に意見交換等を行っています。

### ●別所沼公園協議会とは

別所沼公園協議会の活動内容や活動メンバーを紹介します。

- > 協議会の発足
- > 協議会の活動内容
- > 協議会メンバー
- > 協議会メンバー活動マッピング
- > 協議会メンバー活動スケジュール

### ●協議会資料

別所沼公園協議会にて議論された過去の資料等を掲載しています。

- > 別所沼公園協議会規約
- > 過去の協議会資料及議事要旨

### ●別所沼公園について

別所沼公園の魅力について紹介します。

- > 別所沼公園の歴史
- > 別所沼公園の案内図
- > 写真等

### ●別所沼公園のイベント

別所沼公園協議会のお知らせ等を掲載しております。

- > イベント及びお知らせ



人生のできごとから探す

イベント情報

最新イベント

妊娠  
出生



育児  
子育て



入学  
教育



住まい  
引越し



## 別所沼公園協議会規約

### (設置)

第1条 別所沼公園（以下「本公園」という。）に関わる多様な主体の参画及び公民連携により、ハード・ソフト両面において、本公園が有する多様な機能を活用した取組を推進し、持続可能で魅力ある公園づくりにつなげることを目的とし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条の2の規定に基づく別所沼公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本公園の魅力の向上に関する事項
- (2) 本公園に係る調査・研究に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の構成員は、協議会の目的に賛同し、本規約を遵守する次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公民連携に係る識見を有する者
- (3) 本公園の利用団体の代表者
- (4) 本公園の近隣の自治会長
- (5) 別所沼会館の管理者
- (6) 本公園の管理者
- (7) 前各号に定める者のほか、会長が必要と認める者

2 協議会の会長は、学識経験者をもって充てる。

3 協議会は、構成員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その構成員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反し、又は協議会の信用を著しく害したとき。
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (3) その他協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は意見を求めることができる。

3 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、協議会に諮って公開しないことができる。



(分科会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に分科会を設置することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年12月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月27日から施行する。

【参考】

昭和三十一年法律第七十九号 都市公園法【抜粋】

(協議会)

第十七条の二 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 公園管理者

二 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であつて公園管理者が必要と認めるもの

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。